

本巢市第3次総合計画策定支援業務仕様書

1 業務の名称

企広委第14号 本巢市第3次総合計画策定支援業務

2 業務の目的

本市では、平成28年度から令和7年度までを計画期間とした本巢市第2次総合計画（以下、「現総合計画」という。）において基本構想を定め、現在、令和2年度から令和7年度までを計画期間とした現総合計画後期基本計画（以下、「現基本計画」という。）において、基本構想の実現を目指し、各種施策を展開している。

この度、現総合計画の計画期間が令和7年度をもって終了することに伴い、令和8年度を初年度とする新たな市政運営の指針となる本巢市第3次総合計画（以下、「次期総合計画」という。）を策定する。

次期総合計画の策定にあたっては、現総合計画及び現基本計画における課題・問題点を踏まえ、計画の枠組みを見直すこととし、目まぐるしく変わる社会情勢や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる総合計画とすることを目指す。

3 業務の実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

4 次期計画策定にあたっての基本的な考え方

別紙「次期総合計画策定方針（案）」のとおり

5 委託業務内容

本業務の内容は概ね次のとおりとするが、ここに示す業務内容は、次期総合計画策定に最小限必要な事項を示したものであり、特定された企画提案書等により調整することとする。

(1) 基礎調査

本市における人口動態、産業・経済活動など、次期総合計画策定にあたり必要となる基礎的データを収集し、類似・近隣自治体等との比較分析等により、本市の強み・弱み、特性等の分析を行うとともに、本市を取り巻く社会経済動向の整理・分析を行い、報告書としてとりまとめる。なお、人口動態分析については、2020年を基準年とし、2050年までの人口を示した「本巢市人口ビジョン」を基に、地区別（旧町村単位の4地区）の人口推計を実施する。

- ① 国、県、市のデータを使用した人口動態分析
- ② 土地利用の状況に関する現状及び課題の確認
- ③ 本市を取り巻く社会経済動向の整理と市への影響分析
- ④ 農業、商業、工業、観光における本市産業の現状分析
- ⑤ 財政状況の整理

⑥ 類似・近隣自治体との比較分析

(2) 市民意識調査

次期総合計画の策定に向けて、市民意識調査を実施し、本市の現状、課題、施策等に対する市民意識の把握・分析を行い、現総合計画の総括及び次期総合計画の策定に反映する。また、次期総合計画策定のための基礎資料とすることを目的に、報告書としてとりまとめる。なお、市民意識調査実施に伴う個人情報の取扱いには十分配慮すること。市民意識調査の実施概要については以下のとおりとし、市民の幸福度を高める施策や市民が重要視する施策を絞り込むための効果的な調査手法について提案すること。

【市民意識調査実施概要】

① 調査対象

市内在住の18歳以上の市民：2,000人

② 調査票の設計

ア 調査票を作成するに当たっては本市と協議を行い決定する。

イ 調査票のレイアウトは回答者の負担軽減及び回収率向上のための配慮を行う。

③ 調査票の配付・回収

ア 調査票は郵送方式で配付し、郵送またはオンラインで回答を受け付ける。

イ 調査票の発送、回収に係る郵送費は発注者が負担する。

ウ 調査対象者の抽出は発注者が行い、宛名ラベルに印刷したものを受注者へ提供し、宛名ラベルの貼り付けは受注者が行う。

④ 調査票の入力・集計・分析、報告書の作成

ア 回収した調査票のデータ入力作業、集計・分析・自由回答のとりまとめを行い、調査結果報告書としてまとめるまでの作業一式を行う。

イ 入力を終えた調査票は発注者へ返却する。

(3) 現総合計画の評価・分析

現総合計画に基づく個別事業の評価シートの作成・とりまとめを支援するとともに、現総合計画の具体的な取組の進捗状況や基本目標（KGI）及び重要業績評価指標（KPI）等の達成状況について把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等の評価・検証するために調査を実施し、次期総合計画への反映を行う。

また、達成状況の確認にあたっては、必要に応じて各課ヒアリングを実施する。

① 事務事業評価シート、施策評価シートによる達成状況の分析及び課題抽出等

② 庁内各担当課へのヒアリング調査

③ 上記①及び②に基づく調査結果のとりまとめ

(4) 次期総合計画の策定支援

基礎調査、市民意識調査、現総合計画の総括などを踏まえ、概ね20年先を見据えた市の将来像を示す基本方針と、市民ニーズに基づくまちづくりの課題の緊急性、重要性を踏まえ、確実に実施する施策を位置つけた「重点方針」で構成する次期総合計画の策定を支援する。

なお、次期総合計画において、市民や職員などにわかりやすい構成や記載内容の提案及び、計画期間がこれまでより短くなることを踏まえ、今後の計画策定を容易に行える

仕組みについて提案すること。

(5) 次期総合計画にかかるパブリックコメントの実施

次期総合計画の方向性について、パブリックコメントを実施する。これにかかる関連資料等の作成支援、意見の取りまとめ、パブリックコメントの結果を考慮した次期総合計画を検討し提案する。

6 各種会議の運営支援

(1) 本巣市計画審議会

学識経験者や市民団体の代表等で構成する本巣市計画審議会に参加するとともに、会議資料及び議事録の作成並びに意見の取りまとめとその結果の次期総合計画への反映の検討等を行うものとする。なお、会議は年5回の実施を想定しているが、回数に応じ柔軟に対応すること。

(2) 本巣市総合計画策定委員会

副市長及び庁内部局長級の職員で構成する本巣市総合計画策定委員会において、会議資料の元となるデータ作成に加え、必要に応じて会議への出席や意見の取りまとめ、議事録の作成を行う。なお、会議は年5回の実施を想定しているが、回数に応じ柔軟に対応すること。

(3) 市民等ワークショップ

計画の策定過程において、市民等の意見を広く聴取するため市民等を対象としたワークショップにおいて、企画提案やファシリテートを含む実施支援、資料作成、結果のとりまとめ及び報告書の作成を行う。なお、ワークショップは3回の実施を想定しているが、回数に応じ柔軟に対応すること。

7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、電子データで提出すること。提出にあたっては、PDFデータのほか、発注者において編集や活用が可能なファイル形式とし、CD-R等の媒体に格納して提出すること。

なお、本業務における成果品の著作権、著作権等の一切の権利は発注者に帰属するものとする。

(1) 各種会議・打合せ議事録	1部
(2) 基礎調査報告書	1部
(3) 市民意識調査報告書	1部
(4) 次期計画本編	1部
(5) 次期計画概要版	1部
(5) 本業務において作成した資料等	1部

8 納品場所

本巣市企画部企画広報課

9 支払い方法

業務終了後に一括で支払うものとする。

10 業務の指示監督等

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、十分な経験及び知識のある技術者を定め、かつ、適正な人員を配置するよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。
- (2) 受注者は、本業務を実施するにあたり、当該契約に基づき発注者が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (3) 受注者は、業務上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

11 その他

- (1) 業務の実施にあたり、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (3) 本業務を円滑かつ適切に進めるため、打合せ協議は、業務に支障のないように必要に応じてその都度行うものとする。
- (4) 業務の実施にあたり、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受注者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受注者はその一切の責任を負うこと。
- (5) 業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる製作物については、発注者が著作権を持つものとし、発注者が自由に加工、複写、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。
- (6) 本業務に必要な資料で、発注者が所有している提供可能な資料については、貸与する。この場合において、業務が完了した後は、速やかに資料を返却すること。
- (7) 本業務が完了し、前項の検査に合格して竣工と認められた後であっても、成果品に誤りが発見された場合は、受注者の責任において処理するものとする。